

「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について

令和元年12月
経済産業省
産業保安グループ
電力安全課

1. 改正の趣旨

国は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条において、事業用電気工作物の技術基準への適合を義務付けており、事業用電気工作物が適合しなければならない技術基準として、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号。以下「電技省令」という。）を定めている。

電技省令の技術的要件を満たすものと認められる技術的内容については、「電気設備の技術基準の解釈」（2013年2月15日商局第4号。以下「電技解釈」という。）において、具体例などを示しているが、近年の安全基準の検討の進展等を踏まえ、電技解釈について所要の改正を行う。

2. 具体的な改正内容

(1) 太陽電池モジュールの支持架台の標準仕様を追加し、小出力発電設備である太陽電池発電設備について仕様を規定化。また、土砂流出等を防止する新たな規定を設ける。

- 太陽電池発電設備の支持物については、電気解釈第46条において、日本工業規格（JIS C 8955）に規定される強度を有することが求められている。第17回新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ（令和元年7月）において、既存の鋼製架台に加えて、アルミニウム合金製架台の標準設計仕様についても同条に追加するとともに、小出力発電設備である太陽電池発電設備については、それらの仕様に従うことを求め、実質的に「仕様規定化」を図ることが適当とされた。
- これを踏まえ、アルミニウム合金製架台の標準設計仕様を電技解釈第46条第3項に追加するとともに、電技解釈第200条を改正し、同項の適用を実質的に求めることとする。（ただし、太陽電池モジュールの支持物が技術基準を満たす強度等を有していることを構造計算書等で説明できる場合は、この限りではない。）
- また、同じく第17回新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループにおいて、太陽電池発電設備を斜面等に設置する際、それによって土砂流出等が発生し、敷地外に被害を与えることが無いよう、支持物を施設することを規定することが適当とされた。
- これを踏まえ、電技解釈第46条及び第200条に、土地に自立して施設される太陽電池発電設備の支持物の施設による土砂流出等を防止する措置を講じることを新たに規定する。

(2) 170kVを超える特別高圧架空電線に係る離隔距離について

- 特別高圧架空電線は、放電による建造物の損傷や植物との接触による地絡又は断線が発生しないよう、所要の離隔距離を取ることとしている。
- 今般、JESCにおいて、諸外国における離隔距離の規程や事故実績等を考慮して

改定したJESC E2012「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」に基づく離隔距離を確保すれば、安全が確保されると判断されたことを踏まえ、特別高圧架空電線の離隔距離に係る電技解釈第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条において、当該離隔距離に係る規程を追加する。

(3) IEC 60364 規格の制改定への対応

- 需要場所に設置される低圧の電気設備は、電技解釈第218条に規定するIEC 60364シリーズの規格に基づき施設できることとされている。
- 同シリーズの規格は隨時制改定されているところ、同シリーズのうち近年制改定された7規格については、一部の箇条を除き電技解釈に取り入れ可能であると確認された。これを踏まえ、同条(218-1表)を改正する。

(4) 電技解釈で引用しているJESC規格の最新版への更新

- 電技解釈で引用している以下の規格について、保安水準には影響を与えない項目について改正が行われたことを踏まえ、規格の名称を最新版に更新する。

該当条文	引用規格
第15条【高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能】	JESC E7001
第16条【機械器具等の電路の絶縁性能】	JESC E7001
第20条【電気機械器具の熱的強度】	JESC E7002
第37条の2【サイバーセキュリティの確保】	JESC Z0003 JESC Z0004
第126条【トンネル内電線路の施設】	JESC E2014
第132条【屋内に施設する電線路】	JESC E2017

(5) その他所要の改正

- 令和元年7月1日に産業標準化法が施行され、日本工業規格が日本産業規格に改められたことに伴う規格の名称変更等、所要の改正を行う。

2. 今後の予定

令和2年2月 公布・施行